十　法第四十三条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準　第五十二条第一項（病室に係る部分に限る。）、第百十七条第四項（居室に係る部分に限る。）及び第五項第一号ハ、第百六十八条第三項本文（居室に係る部分に限る。）及び第一号ロ、第二百十条第六項（居室に係る部分に限る。）（第二百十三条の十六において準用する場合を含む。）、第八項第二号（第二百十三条の十六において準用する場合を含む。）及び第九項第三号（第二百十三条の十六において準用する場合を含む。）並びに第二百十三条の六第七項（居室に係る部分に限る。）及び第九項第二号並びに附則第十八条（居室に係る部分に限る。）の規定による基準

十一　法第四十三条第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準　第九条（第四十三条第一項及び第二項、第七十六条、第九十三条、第百二十五条、第百三十六条、第百六十二条、第百七十一条、第百八十四条、第百九十七条、第二百二条、第二百六条の十二、第二百六条の二十、第二百十三条並びに第二百十三条の十一において準用する場合を含む。）、第十一条（第四十三条第一項及び第二項、第七十六条、第九十三条、第百二十五条、第百三十六条、第百六十二条、第百七十一条、第百八十四条、第百九十七条、第二百二条、第二百六条の十二、第二百六条の二十、第二百十三条、第二百十三条の十一並びに第二百十三条の二十二において準用する場合を含む。）、第二十七条（第四十三条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第三十六条（第四十三条第一項及び第二項、第七十六条、第九十三条、第百二十五条、第百三十六条、第百六十二条、第百七十一条、第百八十四条、第百九十七条、第二百二条、第二百六条の十二、第二百六条の二十、第二百十三条、第二百十三条の十一並びに第二百十三条の二十二において準用する場合を含む。）、第四十条（第四十三条第一項及び第二項、第七十六条、第九十三条、第百二十五条、第百三十六条、第百六十二条、第百七十一条、第百八十四条、第百九十七条、第二百二条、第二百六条の十二、第二百六条の二十、第二百十三条、第二百十三条の十一並びに第二百十三条の二十二において準用する場合を含む。）、第六十二条第五項、第七十三条（第九十三条、第百二十五条、第百六十二条、第百七十一条、第百八十四条、第百九十七条、第二百二条、第二百十三条、第二百十三条の十一及び第二百十三条の二十二において準用する場合を含む。）、第八十三条第六項、第八十五条（第百八十四条において準用する場合を含む。）、第百三十二条第二項、第百六十条第四項（第百七十一条、第百八十四条、第百九十七条及び第二百二条において準用する場合を含む。）、第百八十九条、第百九十条、第百九十二条、第二百一条、第二百六条の七、第二百六条の十七、第二百十一条第三項（第二百十三条の二十二において準用する場合を含む。）、第二百十三条の八第四項及び第二百十三条の十七の規定による基準

十二　法第四十三条第二項の規定により、同条第三項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準　第二百十条第四項（第二百十三条の十六において準用する場合を含む。）、第五項（第二百十三条の十六において準用する場合を含む。）、第七項（第二百十三条の十六において準用する場合を含む。）及び第九項第一号（第二百十三条の十六において準用する場合を含む。）並びに第二百十三条の六第四項から第六項まで及び第八項並びに附則第十八条（入居定員に係る部分に限る。）の規定による基準

十三　法第三十条第一項第二号イ、第四十一条の二第一項又は第四十三条第一項若しくは第二項の規定により、法第三十条第二項各号、第四十一条の二第二項各号及び第四十三条第三項各号に掲げる事項以外の事項について、都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準

この省令に定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

六　法第四十三条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準　第五十二条第一項（病室に係る部分に限る。）、第百十七条第四項（居室に係る部分に限る。）及び第五項第一号ハ、第百六十八条第三項本文（居室に係る部分に限る。）及び第一号ロ、第二百十条第六項（居室に係る部分に限る。）（第二百十三条の六において準用する場合を含む。）、第八項第二号（第二百十三条の六において準用する場合を含む。）及び第九項第三号（第二百十三条の六において準用する場合を含む。）並びに附則第十八条（居室に係る部分に限る。）の規定による基準

七　法第四十三条第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準　第九条（第四十三条第一項及び第二項、第七十六条、第九十三条、第百二十五条、第百三十六条、第百六十二条、第百七十一条、第百八十四条、第百九十七条、第二百二条、第二百十三条並びに第二百十三条の十二において準用する場合を含む。）、第十一条（第四十三条第一項及び第二項、第七十六条、第九十三条、第百二十五条、第百三十六条、第百六十二条、第百七十一条、第百八十四条、第百九十七条、第二百二条、第二百十三条並びに第二百十三条の十二において準用する場合を含む。）、第二十七条（第四十三条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第三十六条（第四十三条第一項及び第二項、第七十六条、第九十三条、第百二十五条、第百三十六条、第百六十二条、第百七十一条、第百八十四条、第百九十七条、第二百二条、第二百十三条並びに第二百十三条の十二において準用する場合を含む。）、第四十条（第四十三条第一項及び第二項、第七十六条、第九十三条、第百二十五条、第百三十六条、第百六十二条、第百七十一条、第百八十四条、第百九十七条、第二百二条、第二百十三条並びに第二百十三条の十二において準用する場合を含む。）、第六十二条第五項、第七十三条（第九十三条、第百二十五条、第百六十二条、第百七十一条、第百八十四条、第百九十七条、第二百二条、第二百十三条及び第二百十三条の十二において準用する場合を含む。）、第八十三条第六項、第八十五条（第百八十四条において準用する場合を含む。）、第百三十二条第二項、第百六十条第四項（第百七十一条、第百八十四条、第百九十七条及び第二百二条において準用する場合を含む。）、第百八十九条、第百九十条、第百九十二条、第二百一条、第二百十一条第三項（第二百十三条の十二において準用する場合を含む。）及び第二百十三条の七の規定による基準

八　法第四十三条第二項の規定により、同条第三項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準　第二百十条第四項（第二百十三条の六において準用する場合を含む。）、第五項（第二百十三条の六において準用する場合を含む。）、第七項（第二百十三条の六において準用する場合を含む。）及び第九項第一号（第二百十三条の六において準用する場合を含む。）並びに附則第十八条（入居定員に係る部分に限る。）の規定による基準

九　法第三十条第一項第二号イ又は第四十三条第一項若しくは第二項の規定により、法第三十条第二項各号及び第四十三条第三項各号に掲げる事項以外の事項について、都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準　この省令に定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの